

産業経済部新型コロナウイルス感染症への対応について

1 中小企業・小規模事業者を対象とした緊急経済対策

区が全額利子補給する融資あっせん制度「新型コロナウイルス対策特別資金」を3月9日から受付開始、4月15日以降は融資限度額、返済期間等を大幅に拡充。

【拡充内容】

融資限度額	500万円	→	5,000万円
返済期間	36か月以内	→	108か月
	(元金据置6か月以内を含む)		(元金据置12か月以内を含む)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、4月20日から郵送受付に変更

融資あっせん相談・申請件数等（5月6日現在）

電話	信用保証			コロナ対策 特別資金	相談のみ (4/17まで)
	4号認定	5号認定	危機関連 認定		
3,156	865	55	88	1,008	431

2 特別相談窓口（経営相談）の設置

公益財団法人 大田区産業振興協会
地域型産業推進課 経営サポート担当

3 「東京都感染拡大防止協力金」問い合わせ対応等

4月22日より申請受付開始（東京都産業労働局）

※原則はオンライン申請。インターネット環境にアクセスできない方等には、申請書を区窓口で配布（郵送含む）。

4 その他

(1) 産業振興課各窓口に感染予防のための飛沫防止パネル板設置

区が窓口における感染防止策を検討し、(公財)大田区産業振興協会が取り組んでいる「受発注相談サービス」を活用。

区内の樹脂加工企業数社に協力を依頼し、短期間での納期を実現。

(2) 大田区産業プラザの貸施設（ホール、会議室等）の利用休止

感染拡大防止を徹底するため、貸施設の利用休止を5月6日から5月31日まで延長。